

香南香美老人ホーム組合 障害者活躍推進計画

機関名	香南香美老人ホーム組合
任命権者	組合長 法光院 晶一
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
香南香美老人ホーム組合における障害者雇用に関する課題	令和元年6月1日現在では、法定雇用率を満たしている。 本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。
目標	
①採用に関する目標	○職員の採用にあたっては、障害者を差別することなく能力本位の選考を行う。また、障害者雇用の不足数を維持する。 ○障害者の採用・選考にあたっては、障害特性に配慮した選考を行う。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として庶務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を設定する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、面談等の機会により、障害者である職員に対しては必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する ○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。